

## 令和6年度 墜落時保護用保護帽購入費助成金交付要綱

令和6年3月27日制定  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部

### (目的)

第1条 陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部（以下「当協会」という。）では、労働災害防止等（以下「労災対策」という。）の推進を図るため、本要綱で定める物品を購入した会員事業者（以下「会員」という。）に対し、助成金を交付する。

### (助成対象)

第2条 助成の対象は、次条に掲げる労災対策物品を購入した会員とし、当協会会費未納会員は対象外とする。また、年度途中に入会した会員は入会日以降に購入したものを対象とする。

### (助成対象物品等)

第3条 助成対象物品は、別表1に定めるものとする。

### (助成額及び助成の上限額等)

第4条 第3条に定める助成対象物品の購入費用に対する助成額及び助成上限額は、別表2に定めるとおりとする。

- 1 会員あたりの上限個数は、当該年度一般社団法人宮崎県トラック協会会員名簿の車両台数以内（被けん引車を除く）とする。また、年度途中に入会した会員は入会時の車両台数とする。

### (予算額)

第5条 予算額は、別途定める額とする。

### (助成対象期間)

第6条 助成対象物品は、当該年度の4月1日から2月末日までに購入と支払いが完了したのものとする。

- 2 助成申請期間については、当該年度の2月末日までとする。なお、期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。

### (実績報告及び助成金交付の請求申請)

第7条 会員が助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる必要書類等を当協会に提出し請求するものとする。

- (1) 墜落時保護用保護帽購入費助成金実績報告書（助成金交付申請書）【様式1】

- (2) 請求書（写）（購入した物品名、個数、金額等が記載されたもの）
- (3) 支払いを証明できるもの（領収書（写し）又は振込依頼書（写）等）
- (4) 保護帽全体の写真と「墜落時保護用」と記載されている検定合格標章の写真をそれぞれ1枚
- (5) その他当協会が必要と定めるもの

（助成金の交付決定通知）

第8条 当協会は、前条の実績報告及び助成金交付の請求があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、予算の範囲内において交付決定を行い、交付決定通知書【様式2】により会員に通知するものとする。

（助成金の交付）

第9条 当協会は交付決定通知後、速やかに助成金を会員に交付するものとする。

（助成金の返還）

第10条 当協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) この要綱その他当支部が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

（その他必要な事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会支部長が別にこれを定める。

（附 則）

1. 本要綱は令和6年4月1日から施行し、本要綱は令和6年4月1日から適用する。